

むろらん



# 市政だより

昭和50年

10月

1日

No. 373



元気で長生きしてください

9月12日 室蘭市金婚夫婦顕彰式



たすけあいを  
大きな輪に

## 共同募金

赤い羽根運動始まる  
10月1日～12月31日

## 「幸せを明日につなぐ 火の始末」

秋の火災予防運動  
10月15日～10月31日

# 10月1日から 新しく実施される 重度障害者に対する 福祉手当について

該当者は早めに申請手続きを

在宅の精神または、身体の重度の障害者に対する福祉の増進を図るため、国では、重度障害により生ずる特別の負担を少しでも軽減させるために、十月一日からこれらの該当者を対象に福祉手当が支給されることになりました。

なお、この法律が実施されることにより、従来の特別福祉手当が廃止されますので、該当される方は、早めに申請手続きを済ませてください。

### 支給できる人

この手当が支給される対象範囲は、つきに定める程度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とするものとなっております。

- 1、両眼の視力の和が、〇・〇二以下のもの。
- 2、両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することが出来ない程度のもの。

- 3、両上肢の機能に著しい障害を有するもの。
- 4、両上肢のすべての指を欠くもの。
- 5、両下肢の用を全く廃したものの。
- 6、両大腿を二分の一以上失ったもの。
- 7、体幹の機能に座っていることが出来ない程度の障害を有するもの。
- 8、前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または、長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
- 9、精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。
- 10、身体の機能の障害若しくは、病状または、精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。

- 手当額：月四千元
- 支払期日：一月、五月、九月、それぞれ前月分までをまとめて支給されます。
- 所得制限：本人または、扶養義務者の前年の所得が下記の額を超えると支給出来ません。
  - 本人の場合：扶養者がいないとき、六十万円。扶養者が一人るとき、七十六万二千五百円
  - 一人こえることに、二十二万円を加算した額。

扶養義務者の場合：扶養親族等がないとき、百六十三万二千五百円とし、扶養親族一人につき二十二万円を加算した額。

### 申請手続きのしかた

- ▽ 受付月日：十月一日から
- 十月中に申請したものは十月から支給されます。それ以後に申請された分は申請の翌月から支給されます。
- ▽ 持参するもの
  - 身体障害者一級該当者は「身障の手帳」
  - 特別福祉手当の支給対象児童についてはその「手当証書」
  - 福祉手当支給要件にあきらかに該当する場合は下記の各証書
    - ・ 障害福祉年金（一級）該当者
    - ・ 特別児童扶養手当（一級）支給対象児童
    - ・ 療育手帳（A）所持者
    - その他専門医が作成した認定診断書（用紙は福祉課社会係にあります）

申請書は、精神または、身体に障害を有する児童（二十才未満）を養育している者に支給されておりました特別児童扶養手当が、つきのとおり改正されましたので、該当者は申請してください。

- 一、特別児童扶養手当一級（すでに実施済みのもの）：月額児童一人につき一万一千三百円を一万八千円に改定
- 二、特別児童扶養手当二級（十月から実施）：月額児童一人につき一万二千円

## 特別児童扶養手当

### 支給範囲が拡大

- 精神または、身体に障害を有する児童（二十才未満）を養育している者に支給されておりました特別児童扶養手当が、つきのとおり改正されましたので、該当者は申請してください。
- 1、両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの。
  - 2、両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの。
  - 3、平衡機能に著しい障害の有するもの。
  - 4、咀嚼の機能を欠くもの。
  - 5、音声または、言語機能に著しい障害を有するもの。
  - 6、両上肢のおや指及びひとさし指または、中指を欠くもの。
  - 7、両上肢のおや指及びひとさし指または、中指の機能に著しい障害を有するもの。
  - 8、一上肢の機能に著しい障害を有するもの。
  - 9、一上肢のすべての指を欠くもの。
  - 10、一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの。
  - 11、両下肢のすべての指を欠くもの。
  - 12、一下肢の機能に著しい障害を有するもの。
  - 13、一下肢を足関節以上で欠くもの。
  - 14、体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの。
  - 15、前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または、長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるかまたは加えることを必要とする程度のもの
  - 16、精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。
  - 17、身体の機能の障害若しくは病状または、精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。

### 支給できる人

- ### 次の方は支給できません
- 1、日本国民でないもの。
  - 2、廃疾を支給事由とする公的な給付を受けるとき。（障害福祉年金を除く）
  - 3、施設等に入所しているもの。
- ### 次の方は支給できません
- 1、日本国内に住所を有しないとき。
  - 2、廃疾を支給事由とする公的な金を受取るとき。

10月1日から新しく実施される重度障害者に対する福祉手当について



## 中小企業のみなさん 融資制度のご利用を

不況の長期化に伴い、市をはじめ困や道でも、皆様の事業運営の安定のために種々の融資制度を設け、ご相談に応じております。

金融のご相談は、次のところで受付けておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

- 市商工観光課金融指導係 (☎22-1111内線三五三)
- 中小企業相談センター (☎22-1111内線三五九)
- 商工会議所中小企業相談所 (☎22-3196)

## あなたも参加しませんか 「第25回市民文化祭」

十一月三日の「文化の日」を中心に、恒例の市民文化祭が文化センターを主会場として、多彩な催し物が繰り広げられます。

今年、文化センター展示室で市民の個人参加による展示会を企画し、広く作品の募集を行うことにいたしました。募集作品の種類応募方法は次のとおりです。市民多数の参加をお待ちしております

- ▽展示日時：十月二十七日(月)から十月二十九日(水)まで
- ▽募集作品：壁掛けが可能な作品に限ります。押絵、土絵、砂絵、七宝焼、木彫、刺しゅう、ろうけつ染、折紙
- ▽出展数：一人一点

▽募集期間：十月一日(水)～十月十五日(水) 電話または直接お申込みください。

▽応募(連絡先)：室蘭市幸町六番二十号室蘭市文化センター 内市民文化祭係 (☎22-3115六)

## 来年成人になる人は 成人祭参加の申込み をしてください

市教育委員会では、来年一月十五日に行われる成人祭に出席を希望する方の受け付けをしています。この届け出をしないと、成人祭のご案内状を差し上げることができませんので、出席を希望する方は必ず届け出をしてください。

▽該当者 昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれた人

▽届出先 市教育委員会青少年課(栄町二一十九番) ☎七七七〇へ、電話、またはハガキで、住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名、電話番号をお知らせください。

▽受付期間 十月一日から十二月五日まで

## 赤ちゃんに記念品を プレゼント

ことしの十月一日生まれの赤ちゃんに記念品をプレゼントします

該当されるご家庭は、十月十五日までに市内郵便局の窓口か保険外務員にお申し出ください。

## 北海道立図書館と 北海道開拓記念館 の見学者募集

市立室蘭図書館では、第二十九回読書週間(十月二十七日～十一月九日)の行事の一つとして、一般市民を対象に北海道立図書館、北海道開拓記念館の見学会を行いますので、参加希望の方は次のとおり申込みください。

- ▽とき 十月二十九日(水)
- ▽行先 北海道立図書館、北海道開拓記念館
- ▽出発時間 市立室蘭図書館前 午前八時三十分
- ▽帰着時間 午後六時(予定)
- ▽参加費 百五十円(当日受付)
- ▽募集人員 四十名(応募者多数の場合は抽選決定)

▽乗車場所 市立室蘭図書館前、母恋駅前、御前水バス停前、御崎バス停前、輪西駅前、東町、神島整形病院前

▽申込方法 官製ハガキ(一人一枚)に住所、氏名、年令、職業、連絡先希望乗車場所を記入のうえ、市立室蘭図書館(本町二二一五)へ申込みください。

▽募集期間 十月三日～十四日

(当日消印有効)  
昼食は各自用意し、児童、幼児の同伴は、ご遠慮ください。また、申込み後都合の悪くなった方は、必ずご連絡ください。

## 婦人講座受講生募集

市勤労婦人センターでは、次の受講生を募集します。

### 講座名

- △版画▽ 十月十三日から 毎週月曜日 六回
- ▽時間 十三時～十五時
- ▽定員 三十名
- ▽教材費 千円
- △茶道▽ 一表千家一
- ▽開講日 十月十八日から 毎週土曜日 八回
- ▽時間 十時～十二時

▽定員 三十名

▽教材費 千円(茶葉代)

△着物着付▽ 山野流一

▽開講日 十月二十一日から 毎週火曜日 八回
- ▽時間 十八時～二十時
- ▽定員 三十名
- ▽教材費 二千六百元

△いけ花▽ 小原流一

▽開講日 十月十七日から 毎週金曜日 八回
- ▽時間 十八時～二十時
- ▽定員 三十名
- ▽教材費 三千円
- 申込期限 十月八日まで
- 申込方法 官製ハガキに住所、氏名、年令、希望講座名、電話番号を記入のうえ、市勤労婦人センター(栄町二一十九番)へ申込みください。

## 市民スタジオ むろらん

—HBC10月の番組から—  
●放送時間とテーマ  
毎週土曜日・11時30分～35分  
4日：乳幼児の健康管理  
11日：行政相談所の開設案内  
18日：成人病の予防について  
25日：あなたも参加しましょう  
「婦人スポーツサークル」に

## 「選挙をきれいに する国民運動」に ご協力ください

十月一日から三十一日までの一か月間は「選挙をきれいにする国民運動推進強調月間」です。一人ひとりが選挙のルールを守り明るく正しい選挙推進のためにご協力ください  
「つね日ごろきれいな選挙の心がけ」